政 策 評 価 結 果 書

平成１４年　３月２９日
（最終改訂同年７月１０日）
総合食料局食料政策課長

政策分野	食品廃棄物対策
政策分野主管課	総合食料局食品産業企画課
関　係　課	該当なし

１　目標値（目標年度）

（１）目標値

食品関連事業者による再生利用等の実施率を20%に向上、これを上回る事業者はこれを維持向上させること(18年度)。

（２）サブ指標

先端的な食品リサイクル施設の整備により、関係食品関連事業者の再生利用等の実施率を20%以上に向上させること。

【3年度における目標】

目標値　18年度において、食品関連事業者による再生利用等の実施率を20%に向上、これを上回る事業者はこれを維持向上させること。

サブ指標　先端的な食品リサイクル施設の整備により、関係食品関連事業者の再生利用等の実施率を20%以上に向上させること。

〈目標値算定の考え方〉

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」により、各食品関連事業者の食品循環資源の具体的な再生利用等の実施目標が平成18年度までに20%以上（平成13年度時点でこれを上回る食品関連事業者は、現状の実施率を維持向上させること）と定められた。現段階では、客観的な統計データ等の整備が十分でないため、暫定的にこれを目標値として設定することとし、今後公表予定の「食品循環資源の再生利用等実態調査」の結果を踏まえ、目標値を設定することとしている。

また、食品リサイクルの推進を図るため、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の実証的な整備を推進することとしており、当該事業の実施により関係食品関連事業者の再生利用等の実施率を20%以上に向上することをサブ指標として設定した。

2　評価結果

（1）有効性評価

ｉ　目標値
13年度実績　－
達 成 状 況　－
達成ランク　－

ii　サブ指標
13年度実績　4事業/4事業
達 成 状 況　100%
達成ランク　A

所　見

ア　暫定的に設定した目標値の実績は１年遅れで把握することとなり、また、現段階では、これを代替する統計指標がないため、サブ指標の達成状況をもって評価を行うこととした。

イ　食品リサイクル施設の整備については、実際の効果が発揮するまでに数年間を要すると考えられるものの、事業に関係する食品関連事業者の再生利用等の実施率は全事業において20%を上回った結果、モデル的事例ではあるものの、達成状況は順調であると考える。

ウ　また、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）に基づく食品循環資源の再生利用等の推進は緒についたばかりであり、全国で100回を超える説明会を開催し、食品関連事業者はもとよりリサイクル製品の利用者や消費者等への同法の内容等について広く普及を図ったところである。

エ　なお、14年度以降は、１年遅れで把握される食品関連事業者の再生利用等の実施率の実績値により、食品リサイクル関係の施策が有効に機能しているかについて検証していくこととする。

（2）必要性評価

①　食品の加工残さ、食べ残し等の食品廃棄物は、廃棄物中においても一定の割合を占めており、その処理に伴う環境負荷の発生、最終処分場の逼迫、資源の有効利用等の観点から、早急にその解決が求められる課題である。

②　食品リサイクル法は、事業活動に伴って食品廃棄物等を発生させる食品関連事業者に対して具体的な再生利用等の実施を求めているが、その実効ある取組を確保するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平

成13年5月30日）において、具体的な再生利用等の実施目標を定め、その達成に向けた取組を確保することとしている。

③　また、食品循環資源の再生利用、発生抑制等を推進するためには、再生利用等に係る技術開発、先進的な食品リサイクル施設の整備、関係者の連携によるモデル的なリサイクルシステムの確立、リサイクルの取組等の普及啓発による国民の意識向上等を一体的に推進することが必要である。

3　改善の方向

ア　本分野は、食品関連事業者による再生利用等の実施率を20%に向上、これを上回る事業者はこれを維持向上させることを目標としているが、14年度公表予定の食品関連事業者による再生利用等の実施率等に関する調査結果等を踏まえ、平成18年度における食品関連事業者全体の再生利用等の実施率の目標値を設定することが必要である。

イ　また、今後、先進的な食品リサイクル施設のモデル的整備を行った事業等について、事業効果が発現する時期において実際に効果が上がっているかどうか検証することが必要である。

政 策 評 価 シ ー ト

政策分野	食品廃棄物対策			
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：総合食料局食品産業企画課 関　　係　　課：該当なし			
目　　標	目標年度	平成１８年度		
	目 標 値	食品関連事業者による再生利用等の実施率を２０％に向上、これを上回る事業者はこれを維持向上させること。	現状値	（公表時の数値） １７％ （平成８年現在）
	サブ指標	先端的な食品リサイクル施設の整備により、関係食品関連事業者の再生利用等の実施率を２０％以上に向上させること。	現状値	（公表時の数値） －
関係者が取り組むべき課題	①　食品関連事業者は、再生利用等（発生抑制、再生利用及び減量）に取り組むこと。 ②　消費者等は、発生抑制に努めるとともに、食品関連事業者の措置に協力すること。			

目標に係る各年度の実績値及び達成状況		年　度	１２年度	１３年度	１４年度	１５年度	１６年度
	目標値	実績値	調査中				
		達　成 状　況	%	単年度　% 累　計　%	単年度　% 累　計　%	単年度　% 累　計　%	単年度　% 累　計　%
	サブ指標値	実績値	－	４地区／４地区			
		達　成 状　況	%	単年度 100% 累　計　%	単年度　% 累　計　%	単年度　% 累　計　%	単年度　% 累　計　%

目標値と実績値の推移

達成状況に対するコメント	１２年度	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の制定を踏まえ、平成１３年５月の施行を目指し準備作業を進めるとともに、説明会の開催、パンフレットの作成等関係者の意識向上に努めた。
	１３年度	①「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」を平成１３年５月１日に施行し、同法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を平成１３年５月末に策定した。 ②　食品循環資源の再生利用等の推進を図るため、全国で１００回を超す説明会の開催による同法の普及、先進的・モデル的リサイクル施設の整備及び技術開発の推進を図るとともに、同法に基づく登録再生利用事業者として１２事業者の登録を実施した。 （再生事業者の登録制度は、食品事業者によるリサイクルの委託先の選択肢拡大と再生利用事業者の受託先の拡大が目的である。） ③　農林水産省自らも、本省の食堂から出る食品廃棄物のリサイクルを他府省に先駆けて開始した。 ④　メタン化施設、生分解性プラスチック製造施設等の食品リサイクル施設を全国４地区において整備し、その結果として、関係事業者の食品廃棄物の再生利用等が100%に向上する見込みである。
	１４年度	
	１５年度	
	１６年度	

参考指標

目標値の過去の実績値

○食品廃棄物の発生及び処理状況

	発生量	処　分				
		焼却埋立	再生利用			
			肥料化	飼料化	その他	計
一般廃棄物 うち事業系 うち家庭系	1,600万トン 600万トン 1,000万トン	1,595万トン (99.7%)	5万トン (0.3%)	－	－	5万トン (0.3%)
産業廃棄物	340万トン	177万トン (52%)	47万トン (14%)	104万トン (31%)	12万トン (3%)	163万トン (48%)
事業系合計 （合計から家庭系一般廃棄物を除いたもの）	940万トン	775万トン (83%)	49万トン (5%)	104万トン (11%)	12万トン (1%)	165万トン (17%)
合　計	1,940万トン	1,772万トン (91%)	52万トン (3%)	104万トン (5%)	12万トン (1%)	168万トン (9%)

（Ｈ８厚生省資料等から推計）

備　　考	サブ指標値の過去の実績値 　１３年度食品リサイクル施設先進モデル実証事業により、以下の施設を整備した。

地　区	施 設 の 種 類	関係食品関連事業者の再生利用等の実施率(%)	処 理 能 力 (計 画 値) (t/年)
白 石 市	メタン化施設	１００	１，０８０
富 山 市	メタン化施設及び堆肥化施設	１００	７，３２０
京 都 市	堆肥化施設	１００	３，２３０
北九州市	生分解性プラスチック製造施設	１００	３００

政策分野及び政策目標値算出の考え方

政策分野		食品廃棄物対策
	目標年度	平成１８年度
	目 標 値	各食品関連事業者の再生利用等の実施率を２０％とすること、また、平成１３年度時点でこれを上回る食品関連事業者については、現状の実施率を維持向上
上位計画		「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成１３年５月３０日）
	目標年度	平成１８年度
	目 標 値	各食品関連事業者の再生利用等の実施率を２０％とすること、また、平成１３年度時点でこれを上回る食品関連事業者については、現状の実施率を維持向上

〔政策分野の全般的考え方〕

廃棄物問題は、その処理に伴う環境負荷の発生、最終処分場の逼迫、また、資源の有効利用の観点から、早急にその解決が求められる課題であり、このため、我が国においても廃棄物の排出を抑制し、資源循環を基調とした循環型社会の構築を早急に進めていくことが必要となっている。

このような中で、食品の加工残さ、食べ残し等の食品廃棄物は、廃棄物中においても一定の割合を占めており、これら食品廃棄物等の排出の抑制及びその有効利用を図ることを目的として、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」が制定されたところである。

本法は、上記の目的を達成するため、各主体に対して、食品循環資源の再生利用等の促進に関する責務を定めるとともに、事業活動に伴い食品廃棄物等を発生させる食品関連事業者に対しては、具体的な目標の達成に向けた再生利用等の実施を求めるものであり、今後、本法に基づく、食品循環資源の再生利用等の促進を図っていくことは、我が国における循環型社会構築のための重要な施策の一つである。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」においては、事業活動に伴って食品廃棄物等を発生させる食品関連事業者に対して、具体的な再生利用等の実施を求めているが、その実効ある取組を確保するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成１３年５月３０日）において、具体的な再生利用等の実施目標を定め、その達成に向けた取組を確保することとしている。

また、「食品リサイクル法」を踏まえ、食品循環資源の再生利用、発生抑制等を推進するため、再生利用等に係る技術開発、先進的な食品リサイクル施設の整備、関係者の連携によるモデル的なリサイクルシステムの確立、リサイクルの取組等の普及啓発による国民の意識向上等を一体的に推進する必要がある。

〔政策目標値の算出方法〕

１　目標

食品関連事業者による再生利用等については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成１３年５月３０日）において、各食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等の実施率を平成１８年度までに２０％とすること、また、平成１３年度時点でこれを上回る食品関連事業者については、現状の実施率を維持向上させることとされたところ。

なお、現段階では、客観的な統計データ等の整備が十分でないため、目標値については暫定的に各食品関連事業者の実施率とし、平成１８年度における食品関連事業者全体の再生利用等の実施率の目標値については、平成１３年度より、統計情報部において実施する食品関連事業者による再生利用等の実施率等に関する調査結果等を踏まえ、算定することとなる。

２　サブ指標

食品リサイクルの推進を図るため、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の実証的な展示整備を図る等、食品循環資源のリサイクル施設の整備を推進することとしており、サブ指

標としては、関係食品関連事業者の再生利用等の実施率を２０％以上に向上することを目標とする。

政策手段シート

政策分野	食品廃棄物対策 （1／2）	
政策手段等	施策の内容 （目標、サブ指標との関連）	実績及びそれに対する所見
＜制度＞ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 ［食品産業企画課］	食品関連事業者に基本方針に定められた目標の達成に向けた、基準に従った再生利用等の実施を義務づけること等 （目標・サブ指標）	・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を13年５月末に策定した。 ・食品事業者によるリサイクルの委託先の容易な選択と再生利用事業者の受託先拡大のため、１２事業者を法に基づく登録再生事業者として登録した。
＜予算＞ 総合食料対策調査等民間団体委託費のうち 食品廃棄物対策関連分 （40,000千円） ［食品産業企画課］	食品廃棄物等の排出量が年間１００トン以上の食品関連事業者を把握するため、食品関連事業者に対して食品廃棄物等の排出量等に関する調査等を実施。 （目標）	・従来行ってきた食品関連事業者への調査、既存のデータベースの活用等により、食品関連事業者の食品廃棄物等の排出量等に関する名簿を作成した。 ・インターネットアンケート、研究会を通じ、家庭系食品廃棄物の再生利用等の推進方向をとりまとめた。
総合食料対策事業費補助金のうち 食品リサイクル施設先進モデル実証事業 （1,625,000千円） ［食品産業企画課］	先進的な技術等を取り入れたモデル的な食品廃棄物リサイクル施設を整備。 （目標・サブ指標）	・宮城県白石市において、食品廃棄物をメタン化する施設を整備した。 ・富山市において、食品廃棄物をメタン化する施設及びメタン化により発生する有機廃液等を堆肥化する施設を整備した。 ・京都市において、漬物残さを堆肥化する施設を整備した。 ・北九州市において、生分解性プラスチック製造施設を整備した。
総合食料対策地方公共団体事業推進補助金のうち 地域食品関連リサイクル等普及推進事業 （6,810千円） ［食品産業企画課］ 食品リサイクル技術開発事業 （210,000千円） ［食品産業企画課］	食品循環資源の再生利用等に係る技術開発、共同リサイクル施設の整備、関係者が一体となったリサイクル計画の策定支援、食品リサイクル法の趣旨等についての普及啓発を実施。 （目標）	・地域単位での食品リサイクル法の普及、リサイクルシステムの確立を図るための事業を１２府県において事業を実施した。 ・食品廃棄物の再資源化技術の開発やエネルギー化技術の開発等、食品リサイクルに係る技術開発を１１課題実施した。

政 策 手 段 シ ー ト

政 策 分 野	食品廃棄物対策 （２／２）

政策手段等	施　策　の　内　容 （目標、サブ指標との関連）	実績及びそれに対する所見
食品循環資源再生利用等促進法普及推進事業 （58,385千円） ［食品産業企画課］ 食品リサイクルシステム先進モデル等構築事業 （117,365千円） ［食品産業企画課］ ［食品産業振興課］ 食品リサイクル施設導入事業 （60,000千円） ［食品産業企画課］		・食品リサイクル法の普及を図るためのセミナー（３７回）及び啓発展の開催（６回）、パンフレット（１２万部）、ビデオ、ポスター（１万６千部）及びパネル作成を実施した。 ・食品関連事業者、自治体等が連携したリサイクルシステムを確立するための事業を１２グループにおいて実施した。
＜金融＞ 農林漁業金融公庫 日本政策投資銀行 融資枠3,990億円の内数 ［食品産業企画課］	動植物性残さを再資源化するために必要となる運搬、貯蔵、回収又は加工の施設で、十分な公害対策が講じられているものについて、長期低利資金を融資。 （目標）	１億円を融資した。
＜税制＞ 所得税・法人税 ［食品産業企画課］	青色申告書を提出する個人又は法人が、生ごみ処理機、食品循環資源肥料化設備、又は食品循環資源飼料化設備を取得した場合における特別償却。 （目標）	722百万円の税負担軽減が図られる見込みである。
固定資産税 ［食品産業企画課］	食品関連事業者又は再生利用事業者が食品循環資源肥料化設備又は食品循環資源飼料化設備を取得した場合、固定資産税お課税標準の特例措置。 （目標）	５百万円の税負担軽減が図られる見込みである。
事業所税 ［食品産業企画課］	食品関連事業者又は再生利用事業者が食品循環資源肥料化設備又は食品循環資源飼料化設備を取得した場合、事業所税の課税標準の特例措置。 （目標）	108百万円の税負担軽減が図られる見込みである。